

消費者庁 平成25年度予算概算要求について

平成24年9月7日
消費者庁

1. 概要

○最重点事項は「地方消費者行政活性化基金」終了後における新たな財政措置。来年度以降においても、地方自治体の消費者行政への積極的な取組を支援できるよう、財源の確保に当たる。

○また、重点事項として、以下について予算要求を行う。

- ・食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの推進
- ・高齢者の消費者トラブルの防止
- ・消費者教育の推進
- ・消費者事故調査体制の確立
- ・公共料金の決定過程における透明性と消費者参画の確保
- ・国民生活センターの国への移行
- ・被災4県の消費者行政への支援

○概算要求額は、一般会計と東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）の合計で 134.4億円（平成24年度予算（93.4億円）比43.9%増）、一般会計のみで 124.9億円（平成24年度予算（88.7億円）比40.8%増）。

2. 各要求のポイント

注：※… 東日本大震災復興特別会計（復興庁に一括計上）
★… 「重点要求」枠（「日本再生戦略」関連）

（ ）内は今年度予算額

最重点事項

○「地方消費者行政活性化交付金」の創設

40.6億円★（新規）

「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方自治体の消費者行政への積極的な取組を支援するための財源として、以下の内容からなる毎年度ごとの「交付金」を創設する。

1) 市町村における基礎的な取組の下支え

- ：「集中育成・強化期間」で整備された地方消費者行政体制の維持・充実
- センター設置・窓口新設 ～日本中の全自治体での窓口設置を目指す
- 消費生活相談員の配置と処遇改善 ～相談体制の更なる充実・強化

○消費生活相談員の養成、レベルアップ ～相談業務の質の向上

- ・講習の開催、研修への派遣等

○都道府県による市町村支援

- ・巡回相談等によるバックアップ など

2) 消費者問題に対する解決力の高い地域社会づくり

: 先進的・モデル的事業（消費者団体等多様な主体との連携事業等）を含む。

○消費者教育推進法の成立を踏まえた消費者教育・啓発の促進

- ・各種消費者教育・啓発の取組
- ・高齢者の消費者トラブルの防止※
- ・リスクコミュニケーション※

○その他

- ・消費者安全法に基づく取組の促進 など

※「消費者安心アクションプラン」関連施策（総理から策定指示（平成24年7月20日））

重点事項

○食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

54百万円※（26百万円※）

食品と放射能に関する消費者の理解を広げるために、リスクコミュニケーションを推進する。新規事業として、栄養士、消費生活相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象に、各地域でのリスクコミュニケーションの推進者を養成するための研修会を開催する。また、引き続き、各省連携シンポジウムや、地域の消費者団体との連携による開催に加え、特に子育て世代の参加が容易となるような形でのリスクコミュニケーションの実施に取り組む。

○高齢消費者の二次被害防止モデル事業（悪質電話勧誘撃退モデル事業）

58百万円☆（新規）

高齢消費者に対する悪質商法の二次被害を防止するため、(1)注意喚起（定期的な電話による見守り）と、(2)悪質商法の手口公表・行政処分（協力を希望する高齢者宅に通話録音装置を配置し、情報や証拠を収集）の双方を強化する。地方自治体と連携したモデル事業として、被害防止と法執行強化の効果を実証し、各地域への展開を図る。

○消費者教育の総合的・一体的推進のための施策の展開

55百万円（45百万円）

「消費者教育の推進に関する法律」の成立・施行を踏まえ、同法に基づき新たに消費者庁に設置される「消費者教育推進会議」を、地域と連携しつつ全国のブロック単位で開催。また、消費者教育の対象領域及びライフステージごとに対応した消費者教育用副教材を、関係省庁と連携しつつ他の関連する教育も踏まえ作成するなど、更なる消費者教育の充実強化を図る。

○「消費者安全調査委員会」による事故調査体制の確立

173百万円（85百万円）

先般成立した「消費者安全法の一部を改正する法律」が本年10月1日から施行され、専門家による独立・公正な事故調査機関として「消費者安全調査委員会」が発足する。来年度については、事故調査のための予算を平年度化し（24年度については半年度分）、生命・身体分野の消費者事故等について幅広く、事故原因の究明と再発・拡大防止のための提言を行うための体制を確立・強化する。

○「物価モニター制度」の創設・「公共料金に関する研究会」の開催

45百万円（16百万円）

消費税率の引上げによる影響等を含め、生活関連物資等の価格動向を正確・迅速に把握し、消費者への適切な情報提供を行うため、「物価モニター制度」を創設する。また、公共料金決定過程の透明性、消費者参画の機会確保などを検討するため、有識者や消費者団体関係者からなる「公共料金に関する研究会」を継続的に開催する。

○国民生活センターの国への移行

30.7億円（うち3.8億円★）（28.1億円）

国民生活センターを「特別の機関」に移行するための予算措置を行う（具体的には、平成26年1月を想定して、独立行政法人の運営費交付金を「特別の機関」の公務員人件費、政策経費、庁費等に再編する予算要求）。併せて、越境取引相談・土日祝日相談、消費者安全調査委員会と連携して行う商品テスト、消費者教育推進法の施行を踏まえた新たな研修など、国民生活センターの機能強化を図るための予算を増額する。

○被災4県の消費者行政への支援

825百万円※（364百万円※）

被災4県（岩手・宮城・福島・茨城）のみは「地方消費者行政活性化基金」が平成25年度まで延長されており（他の都道府県は24年度末に終了）、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）に活用されているところ、平成25年度事業分の経費を上積みする必要があるため、24年度に引き続き、増額措置を行う。

平成25年度予算概算要求（内訳）

別紙1

（単位：百万円）

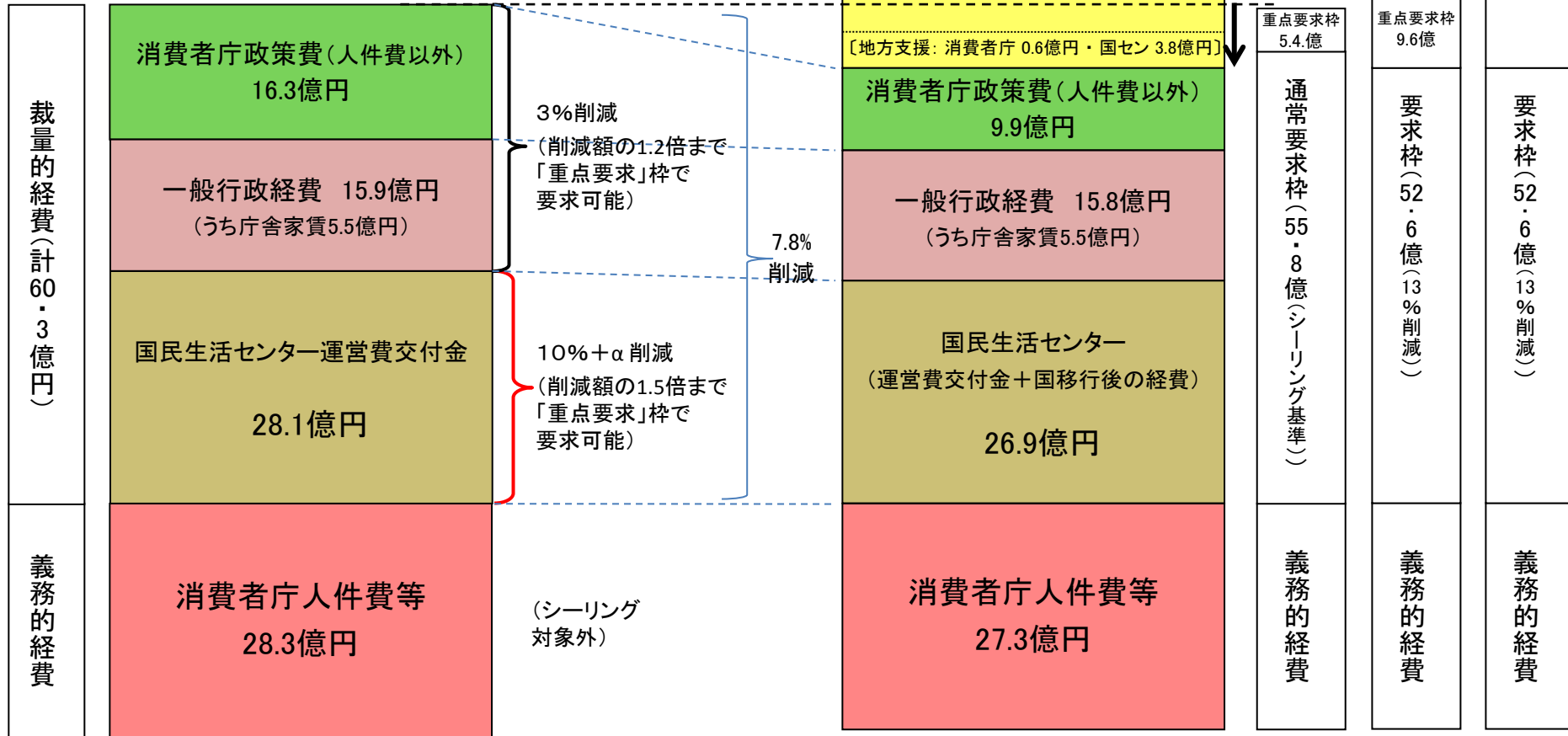
項目別	24年度 予算額	25年度 要求額	比較 増減額
【消費者庁政策費(通常要求)】			
○消費者行政の企画立案	110	105	△ 5
○越境消費者トラブルへの対応	47	68	21
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	63	61	△ 2
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	64	62	△ 2
○公益通報者保護の推進	24	19	△ 5
○個人情報保護の推進	30	26	△ 4
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	75	70	△ 5
○物価対策の推進	16	45	29
○地方消費者政策の推進（「基金」積増し以外）	204	163	△ 41
（「基金」積増し）	500	—	△ 500
○消費者安全に関する啓発の推進	16	7	△ 9
○消費者の安全確保のための施策の推進	179	102	△ 77
○消費者事故調査等の推進	70	142	72
○消費者取引対策の推進	278	241	△ 37
○消費者表示対策の推進	106	96	△ 10
○食品表示対策の推進	195	161	△ 34
【「重点要求」枠】			
○地方消費者行政活性化交付金	—	4,060	4,060
○高齢消費者の二次被害防止モデル事業	—	58	58
○PIO-NET追加配備・土日祝日相談・巡回研修	—	382	382
【復興特別会計】 （※復興庁一括計上）			
○食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	26	54	28
○被災4県の「地方消費者行政活性化基金」積増し	364	825	461
【その他】			
○国民生活センター運営費（運営費交付金+国移管後の経費）	2,814	2,687	△ 127
○消費者庁人件費	2,312	2,189	△ 123
○消費者庁一般行政経費	1,764	1,746	△ 18
消費者庁合計額			
義務的経費	2,832	2,726	△ 106
裁量的経費	6,035	5,264	△ 771
うち通常要求枠	—	4,500	4,500
うち「重点要求」枠	—	—	—
東日本大震災復興特別会計	471	954	483
合計	9,338	13,444	4,106
（復興庁一括計上分を含む）			

消費者庁 平成25年度予算概算要求
の全体像

平成24年度予算額
計88.7億円(一般会計)

平成25年度予算
概算要求組替え基準

一般会計(シーリング枠内:要求額上限あり)



経費削減による「重点要求」枠拡大の努力
一般ケース
内閣府での調整

重点要求枠 45.0億

要求枠(52.6億(13%削減))

義務的経費